

堺市公報 号外第16号	令和4年3月29日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<条例>	
○堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例 【ICTイノベーション推進室】	4
○堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部人事課】	5
○職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部人事課】	7
○堺市基金条例の一部を改正する条例 【環境局環境都市推進部環境政策課】	8
○堺市立老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例 【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	9
○堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	10
○堺市保健医療審議会条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部健康医療推進課】	11
○堺市手数料条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部保健所動物指導センター】	13
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【建築都市局都市整備部】	14
○堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び堺市消防局災害活動 支援隊条例の一部を改正する条例 【消防局総務部総務課】	15
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	17
○堺市消防手数料条例の一部を改正する条例 【消防局予防部危険物保安課】	21

本号で公布された条例のあらまし

○堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第2号）

電子情報処理組織による手続等の対象として、本市の機関等が定める規定等に基づく申請、届出その他の手続を加えるもの

○堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第3号）

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得に係る在職期間の要件を廃止し、並びに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等に関して任命権者が講ずべき措置等について定めるもの

○職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第4号）

人事委員会の委員及び職員のサービスに係る宣誓について、宣誓書への署名及び押印を不要とするもの

○堺市基金条例の一部を改正する条例（令和4年条例第5号）

堺市環境都市推進基金の名称及び設置の目的を改めるもの

○堺市立老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第6号）

堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターを民間の施設とすることとし、堺市立の施設としては廃止するもの

○堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（令和4年条例第7号）

民法の一部改正による成年年齢の引下げ等に伴い、子どもに係る医療費の助成について、成年に関する規定を改めるもの

○堺市保健医療審議会条例の一部を改正する条例（令和4年条例第8号）

堺市保健医療審議会の名称を堺市健康施策推進協議会に変更するとともに、その担当事務及び委員の数について見直し等を行うもの

○堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年条例第9号）

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務に関する手数料を定めるもの

○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第10号）

(1) 堺市駅前公共施設用地活用事業者の選定についての審議及び審査を行うため、堺市

駅前公共施設用地活用事業者選定委員会を設置するもの

- (2) 堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会の委員の任期について、2年から、委嘱又は任命の日からその日が属する年度の末日までに変更するもの

○堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例（令和4年条例第11号）

消防団員並びに堺市消防局災害活動支援隊の支援隊長及び支援隊員に係る報酬及び費用弁償について、額の改定等を行うもの

○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和4年条例第12号）

- (1) 国民健康保険法の規定に基づき、大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率を踏まえ、本市における令和4年度分の国民健康保険料率に係る特例を定めるもの
- (2) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額について定めるもの

○堺市消防手数料条例の一部を改正する条例（令和4年条例第13号）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、保安確保機器の設置及び管理の方法の認定並びに貯蔵施設又は特定供給設備の位置等の変更許可に係る手数料について改定するもの

条 例

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第2号

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等
に関する条例の一部を改正する条例

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同じ。）」の次に「並びにその他の申請、届出その他の手続に係る市の機関等が定めるその根拠となる規定（次号ウに掲げるものにあつては、本市の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）」を加え、同条第2号イ中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第6号から第9号までの規定中「条例等」を「法令又は条例等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第3号

堺市職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「という。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加え、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第2条の3第2号中「この条において」を削る。

第18条の表第7条第2項の項中「決定するものとする」を「とする」に、「決定するものとし、その者」を「とする。この場合において、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条に規定する短時間勤務を含む。）をしている職員」に改める。

第19条の表第3条第1項ただし書の項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員」に改める。

第23条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第28条第1項中「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条第2項の表以外の部分中「、第23条第2号ア」を削り、同項の表中

「

第23条第2号ア	1年	6か月
----------	----	-----

を

」

「

規則	規則(教職員にあつては、教育委員会規則)
----	----------------------

 に
 」

改め、同条第3項中「地公法第28条の5第1項」を「、地公法第28条の5第1項」に改める。

第29条を第31条とし、第28条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第29条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第30条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第4号

職員のサービスの宣誓に関する条例の
一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に署名し、これ」を削り、「その」を「、その」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「擁護する」を「、擁護する」に、「署名」を「氏名」に改め、「印」を削る。

様式第3号中「誠実、かつ、公正に」を「誠実かつ公正に」に、「署名」を「氏名」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

堺市基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第5号

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市環境都市推進基金の項中「堺市環境都市推進基金」を「堺市カーボンニュートラル基金」に、「環境への」を「カーボンニュートラルの実現に向けた取組をはじめとする環境への」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

堺市立老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第6号

堺市立老人福祉センター条例の
一部を改正する等の条例

(堺市立老人福祉センター条例の一部改正)

第1条 堺市立老人福祉センター条例(昭和47年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第2条関係)」に改め、同表堺市立中老人福祉センターの項を削る。

(堺市立八田荘老人ホーム条例の廃止)

第2条 堺市立八田荘老人ホーム条例(平成20年条例第3号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第2条の規定による廃止前の堺市立八田荘老人ホーム条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する指定管理者の役員又は職員であった者に係る旧条例第9条第2号の規定による義務については、なお従前の例による。

堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第7号

堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「婚姻により成年に達したものとみなされる者」を「成年に達した者」に、「成年擬制対象者」を「成年対象者」に改める。

第7条中「前条第1項本文」を「前条本文」に改める。

第11条及び第13条中「成年擬制対象者」を「成年対象者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により成年に達したものとみなされる者及び同法附則第3条第2項の規定により婚姻をした者については、この条例による改正後の堺市子ども医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市保健医療審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第8号

堺市保健医療審議会条例の一部を改正する条例

堺市保健医療審議会条例（昭和52年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市健康施策推進協議会条例

第1条中「堺市保健医療審議会（以下「審議会」）を「堺市健康施策推進協議会（以下「協議会」）に改める。

第2条を次のように改める。

（担当事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 本市における健康増進に関する施策（以下「健康施策」という。）に係る計画の策定に関する事項
- (2) 健康施策に係る事業の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3条中「審議会」を「協議会」に、「23人」を「20人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 健康施策に係る関係団体から選出された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

第5条中「審議会の運営及び委員の構成その他審議会に関して」を「協議会の組織及び運営について」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「審議会」を「協議会」に、「を調査」を「について調査」に、「置く」を「置くことができる」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 市長は、特別の事項を調査し、及び審議するため必要があると認めるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第9号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

（動物の愛護及び管理に関する法律関係手数料）

第23条の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第6項の規定に基づく鑑札の交付に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を当該交付を受ける者から徴収する。

犬の鑑札の交付手数料	1件	1,600円
------------	----	--------

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第10号

堺市附属機関の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会の項委員の任期の欄中「2年」を「委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで」に改め、同表堺市景観賞選考委員会の項の次に次のように加える。

堺市駅前公共施設用地活用事業者選定委員会	堺市駅前公共施設用地活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
----------------------	--	------	-----------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会の委員である者の任期は、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日までとする。

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第11号

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例

(堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成20年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「もの」を「者」に改める。

第10条を次のように改める。

(報酬)

第10条 団員には、年額報酬及び出動報酬を支給する。

2 年額報酬の額は、別表第2のとおりとする。

3 出動報酬は、団員が災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)、警戒、訓練等に係る職務に従事する場合において支給するものとする。

4 出動報酬の額は、1日につき8,000円(前項の職務に従事した時間が8時間を超えた場合は、8,000円に当該超える時間について4時間までごとに4,000円を加算して得た額)とする。ただし、当該職務に従事した時間が4時間を超えない場合における出動報酬の額は、1日につき4,000円とする。

5 年額報酬及び出動報酬の支給方法については、規則で定める。

第11条第1項を次のように改める。

団員が災害、警戒、訓練等に係る職務に従事する場合において要した交通費等の費用については、堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第36号)第4条第4項の規定による費用弁償の例により、これを弁償することができる。

第11条第3項中「支給」を「額及びその支給方法」に改める。

第12条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

別表第2団員の項中「35,000円」を「36,500円」に改める。

別表第3を削る。

(堺市消防局災害活動支援隊条例の一部改正)

第2条 堺市消防局災害活動支援隊条例(平成26年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(報酬)

第7条 支援隊長等の報酬の額は、1日につき8,000円(第2条の任務その他の公務に従事した時間が8時間を超えた場合は、8,000円に当該超える時間について4時間までごとに4,000円を加算して得た額)とする。ただし、公務に従事した時間が4時間を超えない場合における報酬の額は、1日につき4,000円とする。

2 前項の報酬の支給方法については、規則で定める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(費用弁償)

第8条 支援隊長等が第2条の任務又はこれに係る訓練等に従事する場合において要した交通費等の費用については、堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第36号)第4条第4項の規定による費用弁償の例により、これを弁償することができる。

2 前項に規定する場合を除き、支援隊長等が公務のために出張する場合においては、旅費を支給する。

3 前項の旅費の額及びその支給方法については、消防職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(以下「新条例」という。)第10条(第2項を除く。)及び第11条の規定並びに第2条の規定による改正後の堺市消防局災害活動支援隊条例第7条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる出動の招集等に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前に行われた出動の招集等に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

3 新条例第10条第2項の規定は、令和4年度以後の年度分の年額報酬について適用し、令和3年度分までの年度分の報酬については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第12号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第15条の2」の次に「又は第15条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第11条の5中「をいう。」の次に「第14条及び」を加える。

第11条の5の2中「第15条の2第3項」の次に「又は第15条の4第2項若しくは第4項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第11条の5の10中「をいう。」の次に「第14条及び」を加える。

第13条第3項中「（第15条の2の規定により減額した場合にあっては、減額後の額とする。）」を削る。

第14条第1項中「額（」の次に「その額（基礎賦課額又は後期高齢者支援金等賦課額をいう。次項において同じ。）については、」を加える。

第15条の2の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号のア又はイに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第3項に規定する場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、

第11条第1項第2号又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項第2号又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号又は第11条の5の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条第1項第2号又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条の2第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第11条第1項第2号又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号又は第11条の5の8」と読み替えるものとする。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（令和4年度分の保険料に関する特例）

37 令和4年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の83.9」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき25,560

円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき28,481円」とする。

- 38 令和4年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。
- 39 令和4年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45.49に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32.54に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の21.97に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。
- 40 令和4年度分の保険料に係る第11条の9第1項の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の44.04に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の55.96に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度

の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市消防手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第13号

堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1号中「地中タンク）」を「地中タンクをいう。）」に改める。

別表第4の4の項中「当該申請」を「当該認定の申請」に、「110,000円」を「98,000円」に改め、同表の6の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。